

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
岩国地区消防組合 消防長 殿	
防火 防災 管理者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印	
管理権原者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印	
防火 別添のとおり、 防災 管理に係る消防計画作成(変更)したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、 変更後の名称)	
防火対象物の用途 その他必要な事項 (変更の場合は、 主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

消 防 計 画

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____の
防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命
の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この計画は、_____に勤務し、出入りするすべての者に
適用する。

(防火管理業務の一部委託について 該当・非該当)

第3条 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところ
により、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に
適正に業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。
- 3 防火管理業務の委託状況は、別表のとおり。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持
って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員等に対する防災教育の実施
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関との連絡)

第5条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び
連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出

- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 自衛消防訓練実施の事前通報と指導の要請
- (4) 消防用設備等点検結果報告（報告の期間 年に1回）
- (5) その他防火管理について必要な事項

2 防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

（予防管理組織）

第6条 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査を実施するための組織とする。

（火災予防のための組織）

第7条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者、及び火元責任者を置くものとし、別表1のとおり、責任区分を定める。

（防火担当責任者の業務）

第8条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

（火元責任者の業務）

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

（火気等の使用制限等）

第10条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) その他必要と認められる事項

(火気等の使用時の遵守事項)

第11条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備を使用する場合、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
- (3) 使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 禁煙場所では、喫煙してはならない。

(施設に対する遵守事項)

第12条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- (2) 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (3) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 防火戸に近接して、延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(工事人等の遵守事項)

第13条 避難施設、消防用設備、防火区画等に係る工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物類の使用は、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

(自主点検検査)

第14条 建物、火気使用設備、危険物等の検査は別表2に定める検査表に基づき、消防用設備等の点検は別表3により定期的実施するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第15条 防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権原者に報告するものとする。

(点検・検査結果の記録及び報告)

第16条 防火管理者は、自主点検検査の結果を防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、年に1回、消防長に報告するものとする。

(自衛消防隊の組織と任務)

第17条 _____ の自衛消防組織として _____ を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表4のとおり指定する。

(避難経路図)

第18条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底するものとする。

(震災予防措置)

第19条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため各種設備器具の自主点検検査にあわせて、次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路、出入口等の棚、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品や燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 危険物施設における危険物品等の検査を行うこと。

(地震後の安全措置)

第20条 各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用開始する。

(防災教育及び訓練の実施)

第21条 防火管理者は、防災教育及び訓練を別表5により行う。

(防災教育の内容)

第22条 防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) その他火災予防上必要な事項

(訓練の計画)

第23条 防火管理者は、訓練を計画する際、消防機関へ実施計画を提出、必要に応じ指導を要請し、実施後は実施結果について検討、以後の訓練に反映させること。

附 則

この消防計画は、平成 年 月 日から実施する。

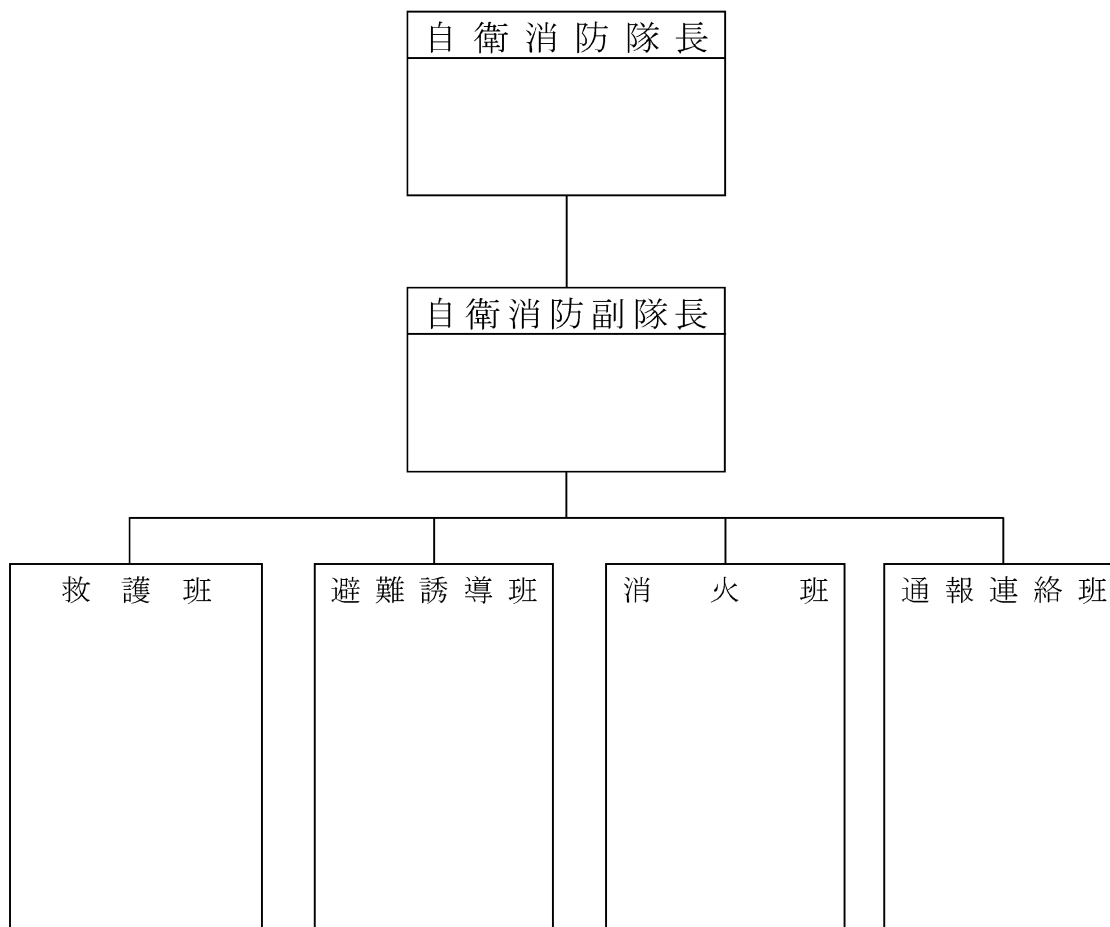
別表2

建 物・火気使用設備等の検査

区 分	検 査 項 目	検 査 結 果				
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
避 難 施 設						
火 気 使 用 設 備						
危 険 物 等						
備 考						
点 検 者 印						
確 認 者 印						
※記入方法 ○～正常 ×～不良 △～即時改修済み						

別表 4

自 衛 消 防 組 織 表



消 防 活 動 任 務 分 担 表

担 当 係	担 当 員	任 務 内 容
通 報 連 絡 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関への通報 ・ 館内への伝達、関係者への通報
避 難 誘 導 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口の開放、避難誘導 ・ 避難器具の設定、操作 ・ 負傷者及び逃げ遅れた者の確認
消 火 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火場所への急行 ・ 消火器等による初期消火
救 護 班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者に対する応急措置 ・ 救急隊との連携、情報の提供

別表 5

訓練・教育計画表

訓練種別	実施月	訓練内容(教育含)	
総合訓練	月	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、通報、避難誘導等を連携して行う総合的な訓練 	
部分訓練	消火訓練	月	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、屋内消火栓その他消火器具の取り扱い要領
	通報訓練	月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関（119）への適切な通報要領 ・ 館内への非常放送等伝達要領
	避難訓練	月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導要領 ・ 避難器具の取扱操作要領

_____ 消防計画【予防規程、防災規程】

第 節 南海トラフ地震対策

(目的)

第 条 この計画【規程】は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第 条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- 四 従業員を（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
- 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第 条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第 条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊

長に報告すること。

- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第 条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第 条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第 条 隊長【防火管理者、防災管理者】が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第 条 隊長【防火管理者、防災管理者】が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

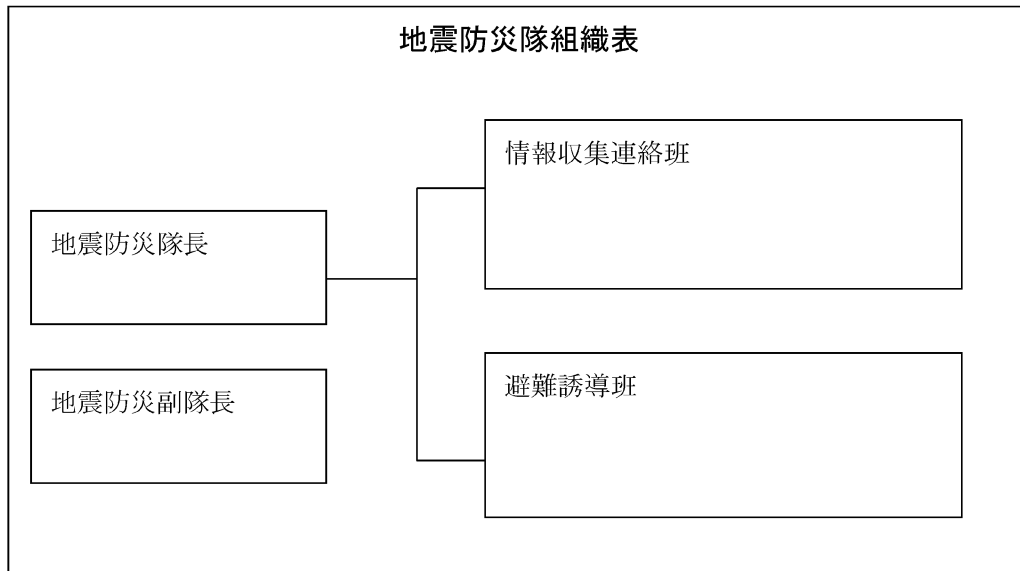
(広報)

第 条 隊長【防火管理者、防災管理者】が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- ※1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。
事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。
- ※2 本文中【 】については、当該計画・規程に基づき適切な用語を記述すること。
- ※3 この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。
- ※4 予防規程の作成に当たっては、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成 24 年 8 月 21 日付け消防危第 197 号）において、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項を取りまとめていることから、当該通知との整合性に留意されたいこと。

別表第1



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 2 3
情報収集連絡班	1 2 3 4
避難誘導班	1 2 3 4